備考 3　備考2の判定基準において、複数の分類又は項目に該当すると判定された場合は、次に定めるところにより、分類又は項目を決定するものとする。

(1)　次の分類又は項目に該当すると判定された場合は、その分類又は項目を優先し、他の分類又は項目を副次危険性とする。

（ⅰ）　火薬類

（ⅱ）　高圧ガス

（ⅲ）　可燃性物質（備考2(4)(ⅱ)の自己反応性物質のタイプの判定基準により自己反応性物質に該当すると判定された場合に限る。）

（ⅳ）　自然発火性物質

（ⅴ）　有機過酸化物

（ⅵ）　毒物（備考2(6)(ⅰ)ハの蒸気を発生する物質の吸入毒性試験による容器等級の判定基準により毒物に該当すると判定された場合に限る。）

(2)　(1)の場合以外の場合にあっては、次の表に掲げる分類又は項目を優先し、他の分類又は項目を副次危険性とする。

	4.2	4.3	5.1（Ⅰ）	5.1（Ⅱ）	5.1（Ⅲ）	6.1（Ⅰ、経皮）	6.1（Ⅰ、経口）	6.1（Ⅱ）	6.1（Ⅲ）	8（Ⅰ、液体）	8（Ⅰ、固体）	8（Ⅱ、液体）	8（Ⅱ、固体）	8（Ⅲ、液体）	8（Ⅲ、固体）
3（Ⅰ）						3	3	3	3	3	－	3	－	3	－
3（Ⅱ）						3	3	3	3	8	－	3	－	3	－
3（Ⅲ）						6.1	6.1	6.1	3*	8	－	8	－	3	－
4.1（Ⅱ）	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	4.1	4.1	－	8	－	4.1	－	4.1
4.1（Ⅲ）	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	6.1	4.1	－	8	－	8	－	4.1
4.2（Ⅱ）		4.3	5.1	4.2	4.2	6.1	6.1	4.2	4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2（Ⅲ）		4.3	5.1	5.1	4.2	6.1	6.1	6.1	4.2	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3（Ⅰ）			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3（Ⅱ）			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3（Ⅲ）			5.1	5.1	4.3	6.1	6.1	6.1	4.3	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1（Ⅰ）						5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1（Ⅱ）						6.1	5.1	5.1	5.1	8	8	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1（Ⅲ）						6.1	6.1	6.1	5.1	8	8	8	8	5.1	5.1
6.1（Ⅰ、経皮）										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1（Ⅰ、経口）										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1（Ⅱ、吸入）										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1（Ⅱ、経皮）										8	6.1	8	6.1	6.1	6.1
6.1（Ⅱ、経口）										8	8	8	6.1	6.1	6.1
6.1（Ⅲ）										8	8	8	8	8	8

注 1　表中の数字は、次に掲げる分類又は項目を示す。

「3」　引火性液体類

「4.1」　可燃性物質

「4.2」　自然発火性物質

「4.3」　水反応可燃性物質

「5.1」　酸化性物質

「6.1」　毒物

「8」　腐食性物質

2　表中「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」は、それぞれ、容器等級がⅠ、Ⅱ及びⅢであると判定された場合に限ることを示す。

3　表中「経皮」、「経口」及び「吸入」は、それぞれ、備考2(6)(ⅰ)イ、ロ及びハの容器等級の判定基準により、容器等級が判定された場合に限ることを示す。

4　表中「*」は、殺虫殺菌剤類にあっては、「6.1」とすることを示す。

5　表中「－」は、組合せがないことを示す。

(3)　引火性高圧ガス及び毒性高圧ガスのいずれにも該当すると判定された場合は、毒性高圧ガスを優先し、引火性高圧ガスを副次危険性とする。

(4)　容器等級の判定は、個別の容器等級のうち数値の小さいものとする。

備考 4　等級の欄及び副次危険性等級の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
1及び1.1から1.6まで	爆発性を有する。
2.1	引火性高圧ガスとしての危険性を有する。
2.2	非引火性非毒性高圧ガスとしての危険性を有する。
2.3	毒性高圧ガスとしての危険性を有する。
3	引火性を有する。
4.1	可燃性を有する。
4.2	自然発火性を有する。
4.3	水反応可燃性を有する。
5.1	酸化性を有する。
5.2	有機過酸化物としての危険性を有する。
6.1	人体に対する毒性を有する。
6.2	病毒をうつしやすい物質としての危険性を有する。
7	放射性物質等としての危険性を有する。
8	腐食性を有する。
9	その他の危険性を有する。
SP63	備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むエアゾールにあっては、副次危険性等級を6.1とし、備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むエアゾールにあっては、副次危険性等級を8とする。
SP204	備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでのいずれかに該当する発煙物質を含むものにあっては、副次危険性等級を8とする。